

関係各位

公益社団法人日本訪問販売協会
(法人印省略)

『第 1 3 9 回消費者相談担当者講習会 (オンライン)』開催のご案内

標記講習会は、ダイレクトセリング企業における適切な相談体制の確立を目指し、消費者問題委員会の企画により開催しています。テーマ・講師は別紙の通りです。本講習会は、オンライン (Zoom ウェビナー) による開催となります。ご参加お待ちしております。

記

- 【日 時】令和 5 年 6 月 2 8 日 (水) 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
【受講方法】オンライン (Zoom ウェビナー)
※事前に URL をメール連絡し、配布資料を郵送いたします。
※質疑応答には Zoom のチャット機能を使用いたします。
【定 員】5 0 0 名
【申込方法】以下の申込票により 6 月 1 4 日 (水) までに FAX 等でお申込みください。
【参加費】会員 : 3, 0 0 0 円 / 1 名様 ・ 会員外 : 6, 0 0 0 円 / 1 名様
※申込票を受理後、申込連絡者の方宛に請求書を送付しますので指定口座 (請求書に記載) に 6 月 2 1 日 (水) までにお振込みください。
【ご 注 意】録音・録画、資料の 2 次利用はご遠慮ください。資料郵送後のキャンセルはご容赦ください。
【ご連絡先】(公社) 日本訪問販売協会 事務局
Tel. 0 3 (3 3 5 7) 6 5 3 1 Fax. 0 3 (3 3 5 7) 6 5 8 5

第 1 3 9 回消費者相談担当者講習会 申込票

(令和 5 年 月 日)

企業・団体名 (会員 ・ 会員外) ※該当する方に○を付してください。	申込連絡者氏名
〒 _____	部署等
ご住所	電話番号
メールアドレス	請求書の送付方法 ※希望する方に○を付してください。 (郵送 ・ 電子メール)

参加者氏名	部署等	メールアドレス ※必ずご記入ください	参加費
			円
			円
			円
参加者合計 _____ 名		参加費合計 _____ 円	

※上記のご住所以外に資料の送付を希望される方は、本欄に御名前と送付先をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は本講習会の受付・連絡・運営に使用いたします。

第139回消費者相談担当者講習会 次第

開催日：令和5年6月28日（水）

会場：（公社）日本訪問販売協会

方法：オンライン開催

テーマ及び講師：

13:00～ 開会

13:10～

景品表示法 ー①最近の措置命令事案の特徴、②景表法改正と留意点ー（90分）

講師 池田・染谷法律事務所 弁護士 染谷 隆明 氏

①景表法による表示規制が厳格化している。〈事実と異なる表示でなければ不当表示に当たらないだろう〉とする考え方は最早、通用しないという見方もあり、行政の対応に異議・申立をするケースも増えているという。本講座では、近時の措置命令の事案（誇大広告、打消し表示、期間限定キャンペーンなど）をもとに、広告審査の分析の視点と有効な不当表示防止対策の在り方を検討する。

②また、本年2月28日に閣議決定され今国会で成立が見込まれる〈景表法の改正案〉を紹介する。本改正法案に盛り込まれた主な改正事項は、(1)企業の自主的取組みを促進する〈確約手続き（優良誤認表示等が疑われる表示をした事業者でも是正措置計画申請が認められた場合は措置命令や課徴金納付命令の適用を受けない）制度〉の導入、(2)課徴金制度の返金措置への電子マネーの使用の許容、(3)課徴金の計算の基礎となる事実を把握できない期間の売上額を推計する規定の整備、(4)違反行為から10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して、課徴金額を1.5倍に割増する規定の導入、(5)罰金100万円以下の直罰規定の導入、(6)適格消費者団体による事業者への開示要請既定の導入等である。本改正法案が成立した場合企業がどのような点に注意すべきかを解説する。

<質疑応答>

14:40～

<休憩 20分>

15:00～

特定商取引法

ー①禁止行為（不実告知及び重要事実の不告知）、②合理的根拠を示す資料の提出ー（90分）

講師 高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

①特商法6条等の規定は、訪問販売や連鎖販売取引等において強引な勧誘、虚偽の説明による勧誘等顧客の意思決定を歪めるような不当行為により適正な判断ができないまま契約に至り、また、同様な不当行為によりクーリング・オフの行使が妨げられている実態に鑑み、特に不当性の強いものについては罰則を規定することで消費者被害を防止することを趣旨とする。本テーマでは、同条で定める4つの禁止行為のうち、不実告知及び重要な事実の故意の不告知に視点をあて当該規定の理解を深める。不実については、不実を告げる行為とはなにか。どのようなことについて不実を告げるとこれに当たるか、刑法詐欺罪との関連性等について。また、重要事実の故意の不告知についてはその具体的な行為と、故意に事実を告げないとはどのような行為をさすか、違反者に対する行政規制や罰則などを学ぶ。

②6条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）は、商品等の効能・効果等に関して虚偽の説明を受けたことによる消費者トラブルが発生していたことを踏まえ迅速な行政処分を可能とするため平成16年改正の折に設けられた規定である。この制定の背景、趣旨、6条の2等の運用指針を学ぶ。

③事例研究

<質疑応答>

16:30 終了